

令和4年度 第4回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年7月25日

令和4年度 第4回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年7月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (22名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	6 番 徳田 義信
	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕	
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治	15 番 田川 良一
	16 番 婦木 克則		
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克己
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○欠席委員 (2名)

5 番 金子 隆司 12 番 臼井 光茂

○事務局 (3名)

4. 議事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について (別冊)

議案第 5 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて
(下限面積の設定)

議案第 6 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 2 号 公共工事の届出について

報告第 3 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

報告第 4 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 閉 会

1. 開会

○議長 それでは、令和4年度丹波市農業委員会第4回定例総会を開会いたします。
初めに、会長挨拶をお願いします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 （あいさつ）

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催についての報告をお願いします。

○事務局 本日の総会の出席人数でございます。在任委員24人中、議席番号5番の金子隆司委員、議席番号12番の臼井光茂委員から欠席届が提出され、出席委員は22名となっております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、本日の総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号11番の足立信昭委員、議席番号13番の荻野隆太郎委員、両委員、よろしく願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成いたしますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号16番 ～

○議長 それでは、日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、先月に下限面積の特例を受けております。図面は6ページです。

6ページの申請地の西側の建物が、住まいるバンクで購入される住宅です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第1号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページ、8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、先月に下限面積の特例を受けた農地です。この農地につきましては、売買によって取得するということでございます。図面は10ページに示しております。ちょうど農地に挟まっております家も購入されるということです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

その中で番号7番、番号8番につきましては、併議とさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号5番～番号14番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、先月に下限面積の特例を受けた農地です。農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号6番は、これも先月に下限面積の特例を受けた農地です。農地を売買によって取得し、経営を開始したいというもので、図面は12ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号7番、番号8番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は13ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

それと、住所が〇〇市になっておるんですが、13ページ見ていただきまして、拠点と書いてあるところを購入されて、ここにお住まいになり、ときには〇〇市に帰られるという生活をされておりますので、ちょっと住民票をすぐに丹波市には移しにくいということでした。

○委員 番号9番から番号11番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号10番につきましても、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号11番につきましては、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は16ページに示しております。これは、別段面積設定農地でございます。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は17ページ、18ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号13番につきましては、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。

番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 2 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 2 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 1 3 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 3 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 3 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 1 4 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 4 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 4 番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 1 5 番、番号 1 6 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 5 番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号 1 5 番は、農地を売買により取得し、経営を開始したいというもので、図面は 2 1 ページ、2 2 ページに示しています。

畑には野菜、田には綿花を栽培される計画です。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号 1 6 番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号 1 6 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、2 3 ページに地図をつけております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この案件には、農地の権利移転についての誓約書、地元の土地改良区の同意書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 5 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番～番号6番 ～

～ 議案第2号 使用貸借権設定 番号1番～番号3番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により貸露天駐車場として、利用するための申請です。図面は26ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、前面道路に上下水道が埋設されており、500メートル以内に〇〇(医療施設)と〇〇(教育施設)があり、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

現在、近隣の〇〇や、〇〇の駐車場が少ないため、駐車場に困られており、利用の見込みがあります。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号2番は、農地を売買により、貸露天資材置場、貸露天駐車場の申請です。図面は7ページに示しています。

農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道にあり、500メートル以内に○○（医療施設）と○○（教育施設）があるため、第3種農地と考えます。

また、申請者は遠方ですが、○○業をされており、○○市にも営業所があり、中間地点に駐車場と資材置場が欲しいということです。

○○業ということで、7月12日に地元の自治会長さんとお話したところ、自治会でも十分協議したとのことでした。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番は、売買により購入し、貸露天資材置場として利用するための申請です。図面は26ページに示しております。

申請地の農地区分は、申請地の沿道に上下水道管が埋設してあり、500メートル以内に○（医療施設）、○○（教育施設）があるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

申請人が、この農地を造成し、自身の会社が無償で露天資材置場として、貸し出されるものであります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第2号、番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号4番は、農地を売買により取得し、一般住宅を建設しようとするものです。図面は27ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区に占める宅地の割合が57.8パーセントと、40パーセントを超えるため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号5番、番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号5番は、売買により工場と露天駐車場として利用するための申請です。

地図は、28ページと29ページにつけております。

申請地の農地区分は、街区の面積7,615平米のうち、宅地面積が5,983平米で、宅地の割合が78.6パーセントで40パーセントを超えているため、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

なお、現地確認をしましたところ、一部造成され、農機具庫が建っていたため、始末書が添付されております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は、30ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、その農地の集団規模がおおむね10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

また、この農地は令和4年6月6日に農用地区域から除外されたものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、使用貸借権設定、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番は、借受人が、自社の従業員の駐車場として利用するもので、借受人と貸出人の間で使用貸借権を設定して、転用する申請です。図面は32ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積が占める宅地の面積が40パーセントを超えるため、第3種農地と判断され则认为します。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、借受人が一般住宅を新築するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は33ページに示しています。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積が66.4パーセントとなり、40パーセントを超えているため、第3種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いづれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いし。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございせんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございせんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございせんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございせんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、使用貸借権設定、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号3番は、借受人が一般住宅を新築するためのもので、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は34ページ、35ページに示しています。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、農地の集団規模が10ヘクタール未満のため、第2種農地と判断され则认为ます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いづれも申請内容に問題がないことを確認しております。

始末書添付とありますが、35ページの図面を見ていただきたいのですが、この農地の真ん中あたりに物置、その右側にも物置、それとちょっと大きいんですが、これがカーポートになっております。これは、この下の、その図面から見ますと、その下の家が新築されたときに、カーポート及び物置2つが作っておられました。それで、やむを得なかったのか、ということでの始末書です。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございせんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 番号1番～番号7番 ～

○議長 議案第3号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は38ページに示しています。

7月12日に現地確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の（2）のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は39ページにつけております。

7月12日に確認いたしました。現地は住宅・物置となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の（2）のウに該当するため、地域委員会といたしましては証明することに問題ないと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明です。図面は40ページにございます。

7月13日に確認したところ、現地は住宅と物置になっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和57年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号4番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願で、図面は41ページに示しています。

7月11日に確認しましたところ、現地は笹とかススキの大きな株が生えており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成元年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断について3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題はないと考えております。

所有者以外からの願い出なんですけど、これは登記名義人が、もうこの世にいらっしゃらなく

て、その相続も、何もできないような状態になっておりましたので、こういった形になっております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 議案第3号、番号5番～番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は21ページに示しています。

7月11日に確認したところ、現地は物置が建っており、農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和48年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続きまして、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページに示しております。

7月11日に確認したところ、現地は原野になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題がないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は43ページに示しております。

7月11日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周辺の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成4年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 これ原野ってということで書いてあるんですが、現状どういう状況なのか、説明いただきたいです。

○委員 ここに書いてありますように、所有者は〇〇市にいますけど、現地はもう木が生えて、それはもう地域の人たちがみんなで手分けして、切ったりもしたんですが、なかなか管理ができないということで、その後また草も生え始めてですね、原野化しているということが現状です。

で、木に関しては、切り株がそのまま切られたまま残ってしまって、これもまあ掘り返すとしたらユンボ等を使わなきゃいけないので、なかなか復旧が困難かなというふうに判断しております。

○委員 この図面を見る限りでは、この土地は土地改良で、きちんとした区画整理された農地みたいになっているようですけども、そういうところで、これからパトロールで回るのに、これを非農地として判断できるという形が、丹波市農業委員会で判断できるのなら、そういうところについては、今後も非農地にしていこうではないかと思うので、その辺の非農地判断いうのはしっかり考えていくべきやないかと思うんです。

で、こういう良い農地につきましては、農業委員会なり農会なりが指導して、こう元へ戻るように、何とか田をできるような方向で考えるべきものであって、農地を原野として出していくというようなところも、いかななものかなという考えで良い悪いは別なんですけどね。どうかなっていうことで。

最初の山南でありましたけど、山南の場合はちょっとやむを得るところもあるんかなと思うんですけど、この図面を見る限りは、やっぱりきっちと区画整理がしてあるところなんで、何かもうちょっと指導ができるんじゃないかなと考えるんですけど。

○委員 私が農業委員として、農地パトロールを始めた頃から、木が生えてるというような非常に荒れたような状況でして、これに関してはですね、たびたび自治会のほうに、ちょっと意見を言わせていただいたりして、で、自治会でもですね、全員で集まって、木を切るとか草を切るとかして、一生懸命管理していただいたり、また〇〇市のほうにも葉書を出したり、本人に管理するように散々言ったんですけど、これがなかなか始末に負えないということが現状でして、そういったことが重なる中で、もうこれは非農地と判断するしかないかなということが、市島地域委員会としての最終的な判断となったと。

これを見ましたら、非常にきっちり区画された土地であり、非常に惜しい農地ではあるんですが、現状として、この切り株を取り外して、もとの水田に戻すということを考えましたが、水路も止まっているような状況でして、これはなかなか困難であるかなというのが我々の判断であり、市島地域委員会としても、このことに関しては、理解していただければありがたいかなというふうに思います。

○委員 これ、土地改良が入っている農地なんですか。

○委員 そうですね。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

まず、この土地が土地改良施行区域内かどうかという件に関しては、施行区域内にあります。で、農振農用地区域に指定がされているか、されていないかという点ですけれども、指定はされていない農振除外地であります。

○委員 氷上地域にもちょっとそういうところがありまして、直せるもんならと頑張ってくださいましたので、ちょっとお聞きしたものでございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 農業委員会で指導をされとったということですけど、いつ頃から指導はされとるんですか。

○委員 そうですね。まあ私がなった以前の農業委員の方は知らないんですけども、5年も6年も前ぐらいからですね、ずっと続いて、農地パトロールで行ったり、推進委員さんが地元の方なんで、その人を通じて自治会のほうに話をしたり、自治会内で話し合いをした上で、全員で草刈りをするというようなことも試みたんですが、なかなかこれ以上継続するのが難しいというのが回答でして、このままいったら浮いたような形になって、荒れ放題になる。地元の人もお手上げ状態というようなことも聞いておりますので、こちらとしてはもうどうしようもないかなというのが現状です。

○委員 これは、昭和61年頃ということやから、昭和61年から20年というたら、何年になるのかな。丹波市合併したんは16年ですんで、その当時に、もうこれ指導が万が一されとったんやったら、昭和61年に非農地になってから20年以上経過したと言えなくなるんです。農業委員会の指導が、20年以内に1回でもあったら。その最後の指導から20年間になりますんで。ちょっと記録を確認して、相当前のことやさかい、まあまあ20年以上経ってから指導されとるとは思いますけど、ちょっとその辺が、以前から指導されておったということやったら、ちょっと気になったとこなんです。

○委員 私がこの委員に当たってからなんで、それ以前のことは、その前の前任者からは聞いてないんです。

○委員 農地パトロールの記録であつたりとか、そういう書類で確認できるもので、農業委員会がこの土地に関わったということが、昭和61年から20年以内にあつたら、ちょっと非農地証明を出すというわけにはいかへんと思いますので、ちょっとそれは調べたほうがええんちゃうかなという感じがしたんですけど。以前から問題になっとなってということやったら。

○委員 両隣がどういう状態ですか。

○委員 この隣は、○○いうのがありまして、その○○さんの資材置場というふうに転用されています。

○委員 両方とも。

○委員 反対側はハウスがありまして、で、そこはイチゴを作っておられて、きちっと管理されています。

○委員 ハウスのほうに影響はないんですか。

○委員 そうですね。ハウスの圃場の方はもう何も問題なくやっておられるんですけど。一応以前は木が入ったりしていたんで、そこは邪魔になったりはしてたのかなと思うんですが。

そういうこともあって、自治会を挙げてですね、〇〇市の所有者に対して、いろいろと連絡したりとかしたんですが、なかなかまあ問題が一向に解決するようにならないという状況でした。

○委員 非農地証明書を出してしまうと農業委員会が何も指導できなくなるので、その辺りは大丈夫でしょうか。

○委員 まあこれが自治会からも強い要望が出ていまして、で、これ場合によっては、〇〇さんの事業の状況によっては、ここを広げたいということもありますんで、もしここが通れば、将来的にはきちっと管理されて、ここの木の撤去とかそういうこともあるんで、全員が助かるということなんで、もう私も何としてもこれをですね、農業委員会で認めてもらうようにずっと言われていまして、ぜひ皆さん、理解していただいてですね。そうすると多分全員がうまいこといくな、三方良しになるかなということなので。これが非農地にされたからってって、何も手つかずで、さらに近辺に迷惑かけるといことはないので、〇〇さんも前向きに検討するというようなことなんで、皆さんのご理解があればですね、ここが全員うまいこと話が進むかなということなんで、ぜひ説得してこいというように言われてまして、理解していただいたらありがたいかなと思います。

○委員 ありがとうございます。

○委員 そうということならね、そりゃあ三方良しなんですけども、非農地はいろいろと確認する場合に、あれもこれも非農地という、ちょっとこの農業委員会が手をかけへんということになると、ほんとに荒れ放題で、地元の集落の方にも迷惑がかかったりして、タヌキやキツネが出てくるさかいに、巣になったら困るんやというのがちょこちょこ出てきとるんで。まあちょっと心配したんやけど。分かりました。

○議長 内容のご理解いただいたと思います。あと、この丹波市農業委員会として、非農地として判断するかどうかというところを判断いただきたいと思います。

○事務局 事務局でございます。

委員会による指導があったかなかったかという話です。恐らく必携の中の、非農地に該当する場合のところをおっしゃっているのかなと思いますが、こちらに記載がしてあります「農地法第51条1項に規定による処分の対象となった土地でない場合」とありまして、違反転用で指導を行っている場合には、非農地は無理だろうという話かなと思いますけども、今回の場合は該当していないというふうに、地域委員会では、判断されております。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 研修会での法務局の見解というのも加えられました。恐らくここで原野という形で、非農地ということで、丹波市農業委員会として判断すれば、そのままいく場合もありますし、登記官のところで、これは原野として認められないということになるかもしれません。

そうなったときに、先ほどの〇〇さんが、今度は5条なりでそこを転用するという形もあるかということなんですけど、現状、農業委員会として、ここを非農地、原野として認めるかどうかというところの判断を仰ぎたいと思いますが、ご意見ほかにある方は、お願いしたいです。

○委員 〇〇さんを絡めるということなら、最初から5条のほうが、非農地で行くより転用申請

のほうか。

○委員 そうですね。1回はちょっと〇〇さんからということで、出していただくという話も出たんですが、ここは1回非農地にして、それから広げてはということで、こちら側の判断で、こういう形を取りました。

○議長 市島地域委員会としては、もうこのまま非農地として、判断してほしいというご意見だと。

いかがでしょうか。ここで一旦非農地ということで、丹波市農業委員会としては判断するという方向で、どうかと思うんですが、ほかに意見等は、ございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。非農地で出てしまうと、あとで5条なんかは出ませんよね。出るんですか。

○議長 登記官が、登記を受け付けないということになった場合。

○委員 その場合は、もう一回5条でいける。

○議長 ということになろうかと思えます。

よろしいでしょうか。先ほど提案がありましたが、ここで丹波市農業委員会としては、非農地というふうに判断をしていきたいということで、大方のご意見があったんですが、ほかに意見等がございませんでしょうか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

〇〇委員。

○委員 それぞれの決定は、もうそれでええと思えます。

先日の研修で、法務局の職員から聞いた話は、結局この原野なんですけど、丹波市で2カ所非農地証明願が、非農地証明書をもって登記をしようと、地目変更しようとしたけど、2カ所それができなかったという実例があったようです。それで原野っていうのが一番危ないというふうに言われて、非農地、農地以外のものにしたときに、後をどう利用するのやというのが大事やということで、話があったと思います。

今の市島の話でいくと、あと資材置場という方向で、業者もそのつもりで予定をしとるということになれば、まあ何とかいけるんじゃないかなと思うけど、山南のほうは、後の利用についてのことは、何も話はなかったと思うんですけど。

○委員 それもですね、私がこの前の総会の上に質問させていただきまして、重々承知しておりまして、これは競売がかかっています。この土地なんですけど、所有者がないもんですから。その競売を落とす人が、同じく資材置場にする予定です。

○委員 農業委員会としては、農地法に基づいてという、農業会議の法務局の後であった、農業会議の話の中で、農地法に基づいてということやったんで、後の理由をこうやって確認して、どうのこうのせなあかんかいうたら、そうでもないのかなというふうにも思いながら、しかしながら農業委員会が非農地証明書を出しとるのに、地目変更登記ができないというのも、それもどうかなという感じがするんで、非農地証明書は、20年以上非農地であれば、その確認ができれば出していったらええとは思いますが、その際に、あと農地以外のものになったときに、どういうふうにご利用されるのかということちょっ一言添えるようにしたら、ほんなら法務局の、後でどうのこうのっていうのがより少なく、申請者のためにもなるのかなと思いますので、ちょっとそういう話を入れながら報告するということにしたらええんやないかと思えますけど。

○議長 特に原野については、そのような内容がありますので、もしそういうことがあれば、お話をしていただくと、それと事務局のほうでも、原野になる可能性があった場合、法務局でちょっと問題があるかもしれませんということは、伝えていただいておりますので、その辺も含め、各農業委員さんの中で確認するときに、十分確認をしていただきたいというふうに思いますので、今後もし分かっているような場合があれば、説明を挟んでいただいたらいいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次は、農振除外の案件になるんで、ここで一旦休憩を取りたいと思います。

(休憩)

(再開)

～ 議案第4号 ～

○議長 それでは会議を再開したいと思います。

議案第4号、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号朗読。

○議長 それでは、これから議案につきまして、農林振興課から説明をお願いします。

ただ、今回非常に議案が多いですので、進め方として、地域ごとに順番に提案として、説明、そして確認報告という形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○農林振興課 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、今もありましたように、〇〇のアンテナが建ちます。2.25平米ということで、電柱1個分とほぼそういうイメージで、申出をされております。

この議案書にもありますように、除外要件整理表、Bという形で出ておりますけど、このBというのは、公共事業なんかで使う整理表でございます。

Aのほうが一般向けのものですが、Aのほうにはこの書類を分けるAの一般のところに「市長の見解」ということで、大体「致し方ない」というような見解が載っとるわけですが、この整理表Bについては、その欄もございません。

一応、届出しているけど、もうこれで行くよと、よいとかあかんとかいう話じゃないという
ような感じのものでございます。

で、それで、2, 125平米のうち2.25平米ということで、その場所の特定で、分筆と
いうことも、この農振除外については必要がないということのようでございます。

しかしながら、普通であれば農振除外をしたら、あと転用というのがくっついてきますので、
もう分筆して除外するというのが普通やと思うんですけど、これについては、次の転用という
行為もないということです。

そういうことで、柏原地域で1カ所アンテナの電柱が立つという、農振除外の申出がされて
おりますので、柏原地域委員会で現地を確認したりしましたけど、いわゆる田んぼのあぜの部
分に立つということのようでございます。

地域委員会としては、仕方ないかと、除外やむなしというふうに考えております。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、柏原地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照
会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意
見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、氷上地域の案件につきまして、農林振興課から説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号2番朗読。

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 今、お聞きいただいたとおりでございまして、○番○につきましては、10ヘクタール
以上の規模の一団の農地ということで、第1種農地となっております。

5ページについては、農地法のことですが、それから○番○につきましては、
公共投資等の対象になっていない生産力の低い集団ということで、これは第2種農地と判断さ
れると考えます。

第1種農地の農地は、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設ですの
で、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えます。

氷上地域委員会におきましても、例外許可ということで、判断されるということで確認いた
だいておるところでございます。

また、代替地につきましても、適当なところがなく、今回の申出になっております。

先ほどもご説明いただきましたが、隣接所有者、地元等の同意も得られております。周辺農
地の営農へも支障はないと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題は無いと
考えられます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

氷上地域の案件について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、氷上地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る

意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に、青垣地域の案件なのですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号3番の案件だけ先に説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号3番朗読。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 20ページを見ていただきますと、市道の改良工事ということで、狭いところがあります。そういう中で、浄化槽と資材置場というところがかかっておりますので、その移動先ということで、該当の農地ということになります。

で、この除外後の農地区分ですが、これはもう特定土地改良事業の施工区域内もので、パイプラインとかそういうのが引いてありまして、田んぼをするということで、利用可能であります。

でも実際は、地図を見ていただいたら、畑という形の利用のされ方をされておりまして、周辺のカーポートあるいは資材置場になっても、ほかの田んぼに影響、支障はないものというふうに思われます。

現在、申出地は畑として利用がされておりますが、周辺には特に影響がないものと思われまゝす。浄化槽とカーポートと資材置場は、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設ですので、第1種農地の例外的許可事由に該当すると考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題は無いと考えられます。

○議長 青垣地域の案件につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 ちょっと聞き逃した、道路の関係で、移転を今年中に完了する、今年度中に完了する、どちらか。

○農林振興課 今年度中です。

○委員 今年度中。分かりました。

○議長 よろしいですか。

ほかに、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、番号3番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 それでは、番号3番以外の青垣地域における案件の説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号4番～番号7番朗読。

○議長 番号4番から番号7番まで、携帯電話用無線基地局ということでございます。

青垣地域委員会として、補足とかございますか。

○委員 番号4番から番号7番まで、議席番号〇番の〇〇が説明と補足することはございませんが、議席番号〇番の委員さんのほうが、いろいろ説明がされました。それと同じものでございますので、そういうふうにご理解をいただけたらと思います。それぞれ図面を確認いただきますと、田んぼの隅のところが、2.25平米ですか。基地局として、利用されるというふうな状況で、結果、農業とかそういったことについては影響がないというふうに考えております。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番につきまして、丹波農業振興地域整備計画変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番から番号7番につきまして、丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
次に、春日地域の案件について、説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号8番、番号9番朗読。

○議長 春日地域委員会から確認報告なんですが、特に番号8番につきまして、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

今説明されましたように、ここにつきましては、第1種農地で圃場整備をしとるところでございますが、資材が多く置場としての土地がないため、新たに設置するものということでございます。特に農地法におきましても、既存施設の拡張ということで、ここにも書いてありますけれども、拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の面積の2分の1を超えないものに限るということにしております。

申出地につきましては、西側と南側のみの農振区域の農地と隣接していることになっており、農地の集団性を損なうものでないというものとして、認められるということでございます。

それから、自治会長、農会長、水利代表、地元土地改良区の同意も得ておりますということでございます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農用地区域から除外されることに問題は無いと考えられます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、春日地域における丹波農業振興地域整備計画変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

続きまして、山南地域の案件につきまして、説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号10番～番号16番朗読。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いしたいんですが、特に番号10番と番号14番を中心に、確認報告をお願いします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が、番号10番から番号16番まで説明させていただきます。

番号10番は、今説明いただいたとおりで、ちょっと平米数が618平米と大きいんですが、ちょっと不整形になっておりまして、土地が下がっております。それで、618平米あるんですが、これはやむを得んというような形で、確認してまいりました。

それと、番号11番に関しましては、ここに橋ができる予定です。〇〇の発見場所のちょっと東側になるんですけど、そこに橋がつく予定で、こんだけの土地の除外が必要だということで、申請が出ております。

番号12番、番号13番、番号15番、番号16番は、携帯電話用無線基地局です。

番号14番に関しましては、79ページの地図をちょっと見ていただきたいんですが、これはちょっと基本的なことになるんですが、なぜこんなところが農振に入ってくるのかと思われるようなところで、これは除外しても何ら問題ないんじゃないかと思われま。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、山南地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、山南地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

市島地域の案件について説明をお願いします。

○農林振興課 議案第4号、番号17番朗読。

○議長 市島地域の案件ですが、特に何かございますか。

○委員 特にはございません。

○議長 質問、意見等ございませんか

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、市島地域における丹波農業振興地域整備計画の変更に係る

意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、市島地域における丹波農業振興地域整備計画変更に係る意見について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

○農林振興課 ありがとうございました。

～ 議案第 5 号 ～

○議長 議案第 5 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める別段の面積を定めることについてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 5 号、番号 1 番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

丹波市長より、住まいるバンクに付属して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成 28 年 12 月 21 日 空き家に付随した農地に係る農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は 47 ページに示しています。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

この 2 筆は、来月に 3 条申請がある予定です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

○委員 表題の議案第 4 号は議案第 5 号の間違いではないですね。議案第 4 号、さっき議案第 4 号したと思うんですけど。

○議長 あ、これは間違いました。議案第 5 号の間違いです。修正をします。

○事務局 事務局でございます。議案書 46 ページをお願いいたします。

表題のところですけども、議案第 4 号を第 5 号に、議案書訂正をお願いいたします。ご迷惑をおかけしました。

○議長 訂正をお願いします。

ほか、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 5 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 項に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第 5 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に定める別段の面積

を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

～ 議案第 6 号 ～

○議長 続きまして、議案第 6 号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。別冊のほうをお願いいたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 6 号朗読。

○議長 番号 1 番から番号 4 番までございますが、柏原地域と山南地域になっております。番号 1 番と番号 2 番について、まず柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 7 月 13 日の地域委員会において、柏原地内 10 筆、東奥地内 57 筆の確認をしました。問題ないことを確認しています。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 6 号の番号 1 番、柏原町柏原地内の地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第 6 号の番号 1 番、柏原町柏原地内の地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。

番号 2 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 6 号の番号 2 番、柏原町東奥地内の地籍調査事業における、農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、議案第 6 号の番号 2 番、柏原町東奥地内の地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。

続きまして、番号 3 番、番号 4 番を、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 7 月 11 日の地域委員会で、番号 3 番、番号 4 番を確認しましたが、どれもそのとおりでよいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 3 番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第 6 号の番号 3 番、山南町山崎地内の地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号の番号3番、山南町山崎地内の地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。

番号4番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号の番号4番、山南町谷川地内における、地籍調査事業の農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号の番号4番、山南町谷川地内の地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取扱うことに、異議がないと回答いたします。

○議長 続きまして、議案第7号。

○委員 すいません。ちょっとだけ休憩してもらえませんか。

○議長 はい。

○委員 テープ止めてもらえませんか。

○事務局 暫時休憩求めてもらえれば。

○委員 暫時休憩もらえますか。

○議長 暫時休憩を取りたいと思います。

(休憩)

(再開)

～ 議案第7号 ～

○議長 再開します。

議案第7号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読。

○議長 それでは、氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号3番まで、7月12日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号4番から番号6番まで、7月12日の青垣地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

- 議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号7番と番号8番を、7月13日の春日地域委員会におきまして確認をいたしました
が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はあり
ません。
- 議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号9番から番号11番まで、7月11日の山南地域委員会におきまして確認をいたし
ましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見
はありません。
- 議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。
- 委員 番号12番から番号27番まで、7月11日の市島地域委員会におきまして確認をいた
しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強
化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意
見はありません。
- 議長 各地域委員会から確認報告が終わりました。
質問、意見等ございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 意見等がないようですので、採決をとります。
農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答
することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 異議がございませんので、議案第7号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会
のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

- 議長 報告第1号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 報告第1号、番号1番、番号2番朗読。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
氷上地域委員会、春日地域委員会から補足することはございますか。
- 委員 特にありません。
- 委員 特にありません。
- 議長 質問等はございませんか。
(「質問なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 質問等がないようですので、報告第1号、農地法施行規則該当転用届について、御承知
おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 特にありません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、青年等就農計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番朗読。

○議長 新規就農者1名が新たに認定されたということでございます。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは報告第3号、番号1番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

○議長 報告第4号、農業経営改善計画の認定について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第4号、番号1番～番号5番朗読。

○議長 認定農業者の認定がございましたという報告でございます。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

これをもちまして、全ての議案を終了させていただきますが、何か御意見等ございませんか。
ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の総会はこれで終了とさせていただきます。御協力、ありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年7月25日

議 長 _____ ㊟

議事録署名委員（11番委員） _____ ㊟

議事録署名委員（13番委員） _____ ㊟